

【審査意見書の概要】

1. 審査日

- ・ 1回目 令和7年7月15日（火）
- ・ 2回目 令和7年9月19日（金）

2. 審査方法

- ・ 前町議会議員5名、町議会議員5名（以下「議員」という。）及び前町長、前副町長、教育長（以下「町長等」という。）が提出した資産報告書について、佐々町政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき審査をした。
- ・ なお、1回目の審査会の際に、前町長の資産報告書の提出がなかったため、再度提出を求め、2回目の審査会において審査をした。

3. 審査結果

- ・ 議員及び町長等が提出した資産報告書について、条例第5条及び規則第3条に規定する事項が記入されていると認める。

4. 審査意見

- ・ 今回提出された議員及び町長等の資産報告書については、特に指摘すべき事項がないと認める。
- ・ なお、佐々町政治倫理条例が改正され、当座預金、普通預金及び普通貯金が資産の対象外になっていることについて、これまでどおり資産の対象にするか、預金額が一定額以上は審査の対象にした方がよいという意見を申し添える。